

ID: 1640

担当部署: まちづくり部建築指導課

処分の概要	集約都市開発事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】 法第11条の規定による。 (集約都市開発事業計画の変更) 第11条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日